

浜松市下水道用マンホール蓋

<レベル2>

車道：T-25

呼び 600／呼び 300

呼び 900×600(親子)

性能規定書

令和6年9月6日

浜松市上下水道部

目 次

下水道用マンホールふた

I. グラウンドマンホール(GM)の性能規定とは（安全で安心できる性能の実現に向けて）

II. 適用範囲

III. 要求される性能と水準

1. 常時及び雨天時の車両通行に対する安全性能
 - 1-1 耐スリップ（ふた表面構造）
 - 1-2 耐がたつき（ふた、受枠の支持構造）
 - 1-3 耐荷重強さ（ふた基本構造）
 - 1-4 耐久性（材質）
2. 大雨、豪雨時など有事における安全性能
 - 2-1 ふたの圧力解放耐揚圧
 - 2-2 ふた飛散防止と転落防止
3. 常時、施工時、維持管理時の GM 安全管理性能
 - 3-1 施工品質の確保
 - 3-2 維持管理の性能
 - 3-3 施工作業時、維持管理作業時の安全性確保
4. 製品の表示
5. 製品の寸法及び構造
6. 製品の外観
7. 塗装
8. その他

IV. 一般事項

V. 疑義

別表 性能規定書において GM 安全区分、GM 安全管理性能を成立させるために、
規定した性能要素と関連

別図① 専用工具

別図②④ 下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図

別図③⑤ ふた表面鋳出し配置図

I. グラウンドマンホールの性能規定とは （安全で安心できる性能の実現に向けて）

1. 浜松市における下水道用マンホール鉄蓋（以下「グラウンドマンホール」という）の基準においては、これまで、具体的な材料・寸法・形状等を図面によって規定し、これらの図面化された諸元を実現することで求められる目標性能が実現されるという「仕様規定」の考え方で構成され、それにしがった「仕様書」を制定してきた。こうした考え方においては具体的な製品の適合性審査が容易である反面、目標性能自体を明示的かつ体系的に把握することや、ライフサイクルコストを勘案した創造的なコスト削減策やバリアフリー性能に関する知見・進歩などを反映することが、難しくなる傾向がある。

平成 10 年以降のわが国における各種技術基準の改定においては、目標性能を直接的に規定することで社会への説明性を透明化するとともに目標性能の実現方法の多様化を認めるという「性能規定」の考え方が合理的なものとして広く取り入れられるようになってきており、浜松市においても、政令指定都市移行に併せてグラウンドマンホールの性能規定を定めていくこととした。

2. グラウンドマンホールに関する(社)日本下水道協会の規格（以下「下水協規格」という）においても、平成 17 年 7 月に 8 年ぶりの改定が行われているが、そこでは、前回（平成 9 年）の規格改定以降の安全に関する諸側面の検討を取り入れて、グラウンドマンホールに関する安全性能を網羅的に整備し、「性能規定」の考え方を取り入れていく方向性が明らかになってきている。

以下では、上記の背景を踏まえて浜松市におけるグラウンドマンホールの性能規定における基本的な考え方を明らかにする。

2. 1 グラウンドマンホールは、下記の 2.2 ないし 2.4 に示す様々な局面における性能を統合的かつ一体的に実現する製品であって、国が定める耐用年数以上の期間経過後における性能（以下「限界性能」という）を確保する耐久性を有する製品であることが必要である。
 2. 2 グラウンドマンホールは、市民に対する安全性能確保の観点から、常時及び雨天時ににおいて閉蓋状態を維持しつつ、道路の一部として、その上を通行する車両や通行人に対する安全性を常に発揮し続けること、また、豪雨時の下水道管路内の圧力上昇に起因する有事において、その圧力解放を確実に実現する機構を確保し、万一、急激な圧力上昇がこの圧力解放性能を上回る場合には、その結果としての市民に対する被害を最小限にとどめるために必要な性能を維持するものでなければならない。
 2. 3 これらの性能が、グラウンドマンホールが設置されている期間にわたって維持されるためには、グラウンドマンホールが設置される道路及び下水道管路の状況に応じた適切な製品の選定及びその施工及び維持管理において、浜松市が定める基準に基づく質的要件が確保されなければならない。
 2. 4 グラウンドマンホールは、市民に対する安全性能確保に加えて、上記の施工における基準を安全かつ確実に実現できる性能を備えるとともに、道路の維持管理上で必要な作業を行う場合や下水道の維持管理のために下水道管路内への出入り口として利用される場合の、関係する作業者の安全性や作業容易性を確保するために必要な性能を維持するものでなければならない。
3. グラウンドマンホールに関するこれらの要求性能を体系化すると表 1「安全区分」及び表 2「安全管理」のとおりとなる。

表 1 グラウンドマンホールの『安全区分』

市民の安全・安心の確保

状態／時間の 変化		常時		雨天時／豪雨時		経年時（限界性能）	
安全の対象		走行安定性能		耐スリップ性能		耐スリップ性能	
車道	自動車（ドライバー） ・ 自動車（ドライバー） ・ 二輪車（ライダー）	車両通行に対して、違和感がなく、安全に走行可能なこと。		走行車両の運転者に対して、雨の日でも安心して走行できる性能を有すること。		走行車両の運転者に対して、蓋が一定の摩耗後も、安心して走行できる性能を有すること。	
		車両の走行に対し、危険な揺動・がたつき現象を起こさないこと。				繰り返しの車両通行により蓋枠支持部が摩耗する場合でも、一定の期間がたつき防止性能を有すること。	
		T-25の耐荷重性能を有すること。		計画外の集中豪雨の際に、管路内で発生した内圧を安全に解放し、一定量以上の浮上を防止すると共に、最悪の状態でも蓋の飛散を防止し、マンホール内への転落・落下による災害を防止できること。		蓋が腐食により減損した場合においても、車両の通行による破損、残留変形を起こさない強度を有すること。	
歩道	歩行者・高齢者・身障者・自転車・車椅子・ほか	歩行者（特に高齢者）のつまづきを防止するため、段差の発生を極力少なくすること。		歩行者（弱者含む）に対し、雨の日でも安心して歩行できる性能（滑りにくさ）を有すること。		表面が摩耗した場合においても、歩行者の滑りにくさを有すること。	
		車椅子のタイヤ、杖、ハイヒールのかかと等が嵌まり込まないように配慮してあること。					
		T-14の耐荷重性能を有すること。					

表 2 グラウンドマンホールの『安全管理』

安全・安心・快適を持続するために必要な管理項目

状態の管理		常時		施工作業時		維持管理作業時	
対象		セキュリティ性		転落・落下防止		転落・落下防止	
市民		市民に多大な不安を与えるようなテロ等の不法侵入を防止できること。		施工作業の為、蓋を外している状態、開放している状態において、不注意による歩行者の転落事故がないこと。		維持管理作業の為、蓋を外している状態、開放している状態において、不注意による歩行者の転落事故がないこと。	
		近隣住民に不快ながたつき音を発生させないこと。					
		管路内の臭気を路上に放出しないこと。					
		歩行空間においては、周囲の環境に調和したデザイン性を有すること。					
施工業者 維持管理業者				受枠変形防止		過剰喰込み防止 ≪喰込力制御≫	
				ふたの逸脱防止		ふたの逸脱防止	
				転落・落下防止		転落・落下防止	
				傾斜施工対応		衝撃回避（除雪対応）	
下水道管理者 道路管理者		セキュリティ性		路面との段差防止		路面との段差防止	
		雨水流入防止		受枠と下樹本体のボルト緊結		現地調査	
		腐食防止				安全点検	

Ⅱ. 適用範囲

本性能規定書は、グラウンドマンホール 呼び 600、呼び 300 及び呼び 900×600（以下「製品」という）の車道用に適用するものであり、その荷重仕様は日本下水道協会規格（G-4）の T-25 とする。

Ⅲ. 要求される機能及び性能

1. 常時及び雨天時の車両通行に対する安全性能

常時及び雨天時においては、車両がふた上を通行する際に、ふたが破損や飛散しないというこれまでの極めて基本的な事項だけでなく、市民が身近に危険を感じ、実際に重大な事故を起こす可能性があるふた上でのスリップなどの予防は、気候が湿潤で滑りやすい国土環境においては重要な基本性能と捉え、以下に常時及び雨天時の基本性能を規定する。

さらに、これらの基本性能は、耐用年数 15 年に対し限界性能を確保し常に安全性を発揮できる製品であること。

- (1) 気象環境によらずスリップを防止すること
- (2) ふたのがたつきを防止すること
- (3) 車両荷重に対しふたの変形及び破壊を防止すること

尚、ここで規定する耐用年数は 15 年とする。

1-1 耐スリップ（ふた表面構造）

天候によらず雨天時などスリップしやすい路面環境においても、二輪車などがスリップによる転倒の危険性や心理的不安の発生を感じずにふた上を通行できる摩擦係数を有する製品であり、以下の性能、基本構造を有すること。

- ・ 鋳鉄製ふたで二輪車のすべりに対しタイヤのグリップ力を高めるため、表面構造は方向性のない、独立した凸部の規則的な配列と適切な高さであること。
- ・ 初期状態だけではなく、耐用年数に対しふた表面が摩耗した場合においても限界摩擦係数を有すること。またそのためにふた材質が一定の耐摩耗性を有すること。
- ・ 取替え時期が容易に識別できるようにふた表面にはスリップサインを設けてあること。
- ・ タイヤのグリップ力を長期的に維持でき、雨水および土砂を排出しやすい構造であること。

●初期性能

表面粗さ Ra3 以下の供試体で、以下の水準を確保できること。

項目	水準
動摩擦係数	ASTM 規格品 DF テスタ R135 又は ASTM に準拠している DF テスタ R85 による 60km/h 時の動摩擦係数が規定値以上であること。
	<u>動摩擦係数 0.60 以上</u>

●限界性能

ふた表面が 3mm 摩耗、表面粗さ Ra3 以下の供試体で、以下の水準を確保できること。

項目	水準
動摩擦係数	ASTM 規格品 DF テスタ R135 又は ASTM に準拠している DF テスタ R85 による 60km/h 時の動摩擦係数が規定値以上であること。
	<u>動摩擦係数 0.45 以上</u>

- ・ 耐久性に影響するふた材質（耐摩耗としての硬度など）は、1-4 項に規定。

1-2 耐がたつき（ふた、受枠の支持構造）

設置周辺へのがたつき騒音を防止し、またふたの飛散を防止するために、耐用年数に対しふたのがたつきを防止できる製品であること。そのためにふた及び受枠が一定の耐摩耗性を有し、同一社製品でふたの互換性を有する製品であること。

また、ふたのがたつきを防止する前提として、同時に以下の条件も満足すること。

- (1) 水平及び傾斜面においても受枠が変形せずに施工されること（3-1 項）。
- (2) 開ふた性を維持できる製品であること（3-2 項）。

●初期性能

項目	水準	
揺動量	製品上の直径方向両端に交互荷重を加えた際、揺動量が規定値以下であること。 呼び 900×600 に関しては、親ふた、子ふたの各々の直径方向両端に交互荷重を加えた際、子ふた・親ふた間、親ふた・受枠間のそれぞれの揺動量が規定値以下であること。	
	呼び 600	交互荷重 T-25：70kN／ <u>揺動量 0.5mm 以下</u>
	呼び 300	交互荷重 T-25：20kN／ <u>揺動量 0.5mm 以下</u>
	呼び 900×600	交互荷重 T-25：70kN／ <u>揺動量 0.5mm 以下</u>

●限界性能（耐腐食性能製品は除く）

項目	水準
がたつき	15 年間相当の重車両通過による移動荷重と維持管理を想定した輪荷重走行試験において、がたつき現象が生じないこと。
	移動荷重 100kN の輪荷重走行試験において、 <u>T-25 は 50 万回までがたつき音が生じないこと、もしくは、急激な揺動量の増加が発生していないこと。</u>

- ・耐久性に影響するふた及び受枠の材質（耐摩耗としての硬度など）、1-4 に規定。
- ・腐食環境にて使用する耐腐食性能製品の耐がたつき限界性能については、必要に応じて本市はメーカーに書類等の提出を求め、その内容を総合的に判断するものとする。

1-3 耐荷重強さ（ふた基本構造）

通行車両の安全性を確保するために、ふたのたわみと破壊を防止する製品であること。

さらには耐用年数に対し、ふた裏面が腐食し薄肉化する環境下においてもふたが残留変形を起こさない限界強度を有する製品であること。また、そのためにふた及び受枠が一定の強度と耐食性を有すること。

●初期性能

項目	水準	
たわみ量	活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に、安全率 1.5 を乗じた荷重を載荷した時のたわみ量が許容値以下であること。	
	呼び 600	試験荷重 T-25:210kN／ <u>たわみ量 2.2mm 以下</u>
	呼び 300	試験荷重 T-25: 55kN／ <u>たわみ量 1.2mm 以下</u>
	呼び 900×600 子ふた	試験荷重 T-25:210kN／ <u>たわみ量 2.2mm 以下</u>
	呼び 900×600 親ふた	試験荷重 T-25:210kN／ <u>たわみ量 3.2mm 以下</u>
発生応力	活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)を載荷した時に発生する応力が、ふたの材料の許容応力以下であること。但し、材料の特性データの提示を前提とする。	
	呼び 600	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>許容応力 235N/mm² 以下</u>
	呼び 300	衝撃荷重 T-25: 35kN／ <u>許容応力 235N/mm² 以下</u>
	呼び 900×600 子ふた	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>許容応力 235N/mm² 以下</u>
	呼び 900×600 親ふた	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>許容応力 235N/mm² 以下</u>
破壊荷重	破壊荷重が、活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に安全率 5 を乗じた荷重以下で割れやひびなどの破壊がないこと。	
	呼び 600	破壊荷重 T-25: <u>700kN 以上</u>
	呼び 300	破壊荷重 T-25: <u>180kN 以上</u>
	呼び 900×600 子ふた	破壊荷重 T-25: <u>700kN 以上</u>
	呼び 900×600 親ふた	破壊荷重 T-25: <u>700kN 以上</u>
残留たわみ	試験荷重を載荷した後のたわみ量が計測誤差内であること。	
	呼び 600	試験荷重 T-25:210kN／ <u>残留たわみ 0.1mm 以下</u>
	呼び 300	試験荷重 T-25: 55kN／ <u>残留たわみ 0.1mm 以下</u>
	呼び 900×600 子ふた	試験荷重 T-25:210kN／ <u>残留たわみ 0.1mm 以下</u>
	呼び 900×600 親ふた	試験荷重 T-25:210kN／ <u>残留たわみ 0.1mm 以下</u>

●限界性能（耐腐食性能製品は除く）

項目	水準	
発生応力	初期寸法から 1.0mm 減肉させた製品に、活荷重に衝撃の度合いを加えた荷重(衝撃荷重)を載荷した時、発生する応力がふたの材料の耐力値以下であること。	
	呼び 600	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>耐力値 420N/mm² 以下</u>
	呼び 300	衝撃荷重 T-25: 35kN／ <u>耐力値 420N/mm² 以下</u>
	呼び 900×600 子ふた	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>耐力値 420N/mm² 以下</u>
	呼び 900×600 親ふた	衝撃荷重 T-25:140kN／ <u>耐力値 420N/mm² 以下</u>

- ・設計図書により、メーカーは初期性能/限界性能の発生応力の計算書にもとづき応力測定箇所の設定根拠を明示すること。
- ・限界性能は、メーカーの計算書もしくは製品検査にて行う。
- ・耐久性に影響する材質（耐腐食性など）については、1－4 項に規定。
- ・子ふたは、呼び 600 と同一製品の場合は、耐荷重強さ検査は省略することができる。
- ・腐食環境にて使用する耐腐食性能製品の耐荷重強さ限界性能については、必要に応じて本市はメーカーに書類等の提出を求め、その内容を総合的に判断するものとする。

1-4 耐久性（材質）

耐荷重、耐がたつき及び耐スリップを耐用年数に対して維持するために、耐久性に影響する強度、耐腐食、耐摩耗などについても表 3、表 4 に定める材質特性であること。この検査は Y ブロック及び製品実体切り出しにて行うこと。（呼び 900×600 の親ふた、子ふたは、ふたの基準値とする。）

表 3 Y ブロックによる材質の基準値

種 類	材質記号	引張強さ (N/mm ²)	伸 び (%)	硬 さ (HBW)	黒鉛球状化率 (%)	腐食減量 (g)
ふ た	FCD 700	700 以上	5～12	235 以上	80 以上	0.5 以下
枠	FCD 600	600 以上	8～15	210 以上	80 以上	0.8 以下

表 4 製品実体切り出しによる材質の基準値（呼び 600、呼び 900×600）

種 類	材質記号	引張強さ (N/mm ²)	伸 び (%)	硬 さ (HBW)	黒鉛球状化率 (%)	腐食減量 (g)
ふ た	FCD 700	700 以上	4～13	210 以上	80 以上	0.6 以下
枠	FCD 600	—	—	190 以上	80 以上	0.9 以下

- ・子ふたは、呼び 600 と同一製品の場合は、材料検査は省略することができる。
- ・設計図書にて、メーカーは実体切り出し試験の試験片の切り出し位置を明示すること。

2. 大雨、豪雨時など有事における安全性能

前項の常時において要求する性能に加え、大雨時や豪雨時の下水管路内の圧力上昇に起因する突発的事象に対しても、その圧力を確実に解放する機構と浮上するふたの姿勢を制御し、万一、想定外の急激な圧力上昇がこの圧力解放性能を超える際は、市民やマンホールに対する被害を最小限にとどめる性能が全ての設置現場で要求される。

親ふたは、親ふたごとの浮上・飛散を防止するために、親ふたと受枠が固定された構造とする。

2-1 ふたの圧力解放耐揚圧

2-1-1 圧力解放

大雨により下水管路内の圧力が上昇する場合は、市民の安全とマンホール管路保護のために、マンホール内圧が 0.1MPa を越えるまでにふたの食込みが解除され圧力解放を始めること。

また、ふたの食込み力を制御する前提として、水平及び傾斜面においても受枠が変形せずに施工されること（3-1 項）。

●圧力解放時の内圧（呼び 600、呼び 900×600）

項目	水準
圧力解放時の内圧	試験荷重を繰返し 10 回載荷後、ふたの食込みが規定値以下で圧力解放されること。 呼び 900×600 では、子ふた中央部に試験荷重を繰返し 10 回載荷後、子ふたの食込みが規定値以下で圧力解放されること。
	試験荷重 T-25 : 210kN ／ 0.1MPa 以下で圧力解放すること

2-1-2 圧力解放時の機能部品強度

呼び 600 及び呼び 300 では、圧力解放の際、揚圧荷重や衝撃荷重に対し、錠と蝶番は破断や解錠することなく、ふたは枠に連結された状態で浮上し内圧を解放し始めること。更に内圧上昇する際は、ふたごとの飛散を防止すること。

呼び 900×600 では、圧力解放の際、揚圧荷重や衝撃荷重に対し、錠と蝶番は破断や解錠することなく、子ふたは親ふたに連結された状態で浮上し内圧を開放し始めること。更に内圧上昇する際は、子ふたの錠が破損するまで親ふたまたは受枠と固定されていること。

項目	水準	
耐揚圧荷重強度	ふた裏面からの荷重(圧力)が錠及び蝶番の両方に加わったとき、規定値の範囲で錠部品が破損すること。但し、蝶番が破損しないこと。	
	呼び 600	下限：圧力解放時内圧規定値（0.1MPa）の2倍相当以上 上限：受枠緊結ボルト強度 106kN（0.38MPa）以下※ ¹
	呼び 300	0.38MPa 相当以上、 かつ設計図書による圧力解放時内圧基準値の2倍相当以上
	呼び 900 × 600 子ふた	下限：圧力解放時内圧規定値（0.1MPa）の2倍相当以上※ ² 上限：受枠緊結ボルト強度 106kN（0.38MPa）以下※ ²
	呼び 900 × 600 親ふた	子ふたの上限強度となる内圧(0.38MPa 以上)が作用した場合に、 親ふたと受枠の固定部品及び部位に破損が生じないこと※ ³
耐揚圧衝撃強度	試験荷重を繰返し 10 回載荷後、空気圧縮による浮上現象を生じさせたときに、浮上飛散防止の機能部品に破損が生じないこと。	
	呼び 600	試験荷重 T-25:210kN／機能部品の破損なし
	呼び 300	試験荷重 T-25: 55kN／機能部品の破損なし
	呼び 900 × 600 子ふた	試験荷重 T-25:210kN／機能部品の破損なし
	呼び 900 × 600 親ふた	試験荷重 T-25:210kN／機能部品の破損なし
施錠性 (傾斜設置)	圧力解放時は傾斜角度 12%においても確実に施錠状態であること。	

・メーカーは設計図書により、圧力解放時内圧基準値（呼び 300）と耐揚圧荷重強度基準値を提示すること。

※¹ 呼び 600 の受枠緊結ボルトは鋼製ボルト M16（強度区分 4.6）の場合。

※² 呼び 600 単体で使用する場合と同性能とする。

※³ ボルト緊結強度は、ふた裏面からの揚圧荷重（内圧を受ける投影面積(m²)×内圧(0.38MPa)）に耐える強度を有すること。

2-1-3 圧力解放中のふた浮上性能

呼び 600 及び呼び 300 では、圧力解放している状態での車両通行に対し安全走行できる浮上しろと連結状態を維持できる機能を有し、内圧低下時、ふたは安全な状態に自動的に下がり受枠内に収納されること。

呼び 900×600 では、子ふたが圧力解放している状態での車両通行に対し安全走行できる浮上しろと連結状態を維持できる機能を有し、内圧低下時、子ふたは安全な状態に自動的に下がり親ふた内に収納されること。

●ふた浮上時の走行と施錠安定性

項目	水準
浮上しろ	圧力解放時の錠破断防止と圧力解放中の車両走行安定性確保のため、受枠に対するふたの浮上しろが規定値内であること。 呼び 900×600 では、圧力解放時の錠破断防止と圧力解放中の車両走行安定性確保のため、親ふたに対する子ふたの浮上しろが規定値内であること。
	<u>浮上しろ 20mm 以下</u>
圧力解放面積	<u>最少浮上しろにて断面積を算出し、設計図書に明記のこと</u>
浮上中の車両通行時の施錠性 (水平設置)	水平設置時にふた浮上状態で施錠状態が不安定な高さにおいても、 <u>ふたの中央及び両端位置の車両通行（約 30km/h）により開錠しないこと。尚、車両通行方向は開錠方向に加え、ふた中心から 90 度毎に 4 方向を通過させる。</u> 呼び 900×600 では、水平設置時にふた浮上状態で施錠状態が不安定な高さにおいても、 <u>子ふたの中央及び両端位置の車両通行（約 30km/h）により開錠しないこと。尚、車両通行方向は開錠方向に加え、ふた中心から 90 度毎に 4 方向を通過させる。</u>
内圧低下後のふた段差 (水平設置)	水平設置時に圧力解放浮上し内圧が低下した後、ふたが受枠に納まった状態で、受枠に対するふたの段差が規定値以下であること。 呼び 900×600 では、水平設置時に圧力解放浮上し内圧が低下した後、子ふたが親ふたに納まった状態で、親ふたに対する子ふたの段差が規定値以下であること。
	<u>段差 10mm 以下</u>
内圧低下後のふた収納性 (傾斜設置)	<u>傾斜角度 12%においても、圧力解放浮上し内圧が低下した後、ふたが受枠に納まった状態となり、受枠から外れる事がないこと。</u> 呼び 900×600 では、 <u>傾斜角度 12%においても、圧力解放浮上し内圧が低下した後、子ふたが親ふたに納まった状態となり、親ふたから外れる事がないこと。</u>

・設計図書により、メーカーは開錠方向を提示すること。

2-2 ふた飛散防止と転落防止

呼び 600 では、万一、計画以上に急激な下水道内の圧力発生により、瞬間的圧力が製品に作用し圧力解放耐揚圧性能を上回る場合、受枠の隆起やふたの飛散が発生する前に、錠を優先破断させ、ふたは蝶番との連結を維持した状態で開放することで、ふた飛散を防止できること。

また、ふたが開放した状態で、特に路面が冠水した場合、通行者が誤ってマンホール内に転落・落下することを防止するために、内部からの圧力に対する耐揚圧性能と通行者に対する荷重強さを有する転落防止装置が設置されていること。

呼び 900×600 では、万一、計画以上に急激な下水道内の圧力発生により、瞬間的圧力が製品に作用し圧力解放耐揚圧性能を上回る場合、受枠の隆起やふたの飛散が発生する前に、子ふたの錠を優先破断させ、子ふたは蝶番との連結を維持した状態で開放することで、子ふた飛散を防止できること。

また、子ふたが開放した状態で、特に路面が冠水した場合、通行者が誤ってマンホール内に転落・落下することを防止するために、内部からの圧力に対する耐揚圧性能と通行者に対する荷重強さを有する転落防止装置が設置されていること。

●ふた飛散防止のための機能部品強度

2-1-2 項に規定。

●転落防止装置の耐揚圧強度（呼び 600、呼び 900×600 子ふた）

項目	水準
耐揚圧荷重強度	転落防止の機能部品裏面より、転落防止の機能部品の投影面積と内圧 0.38MPa との積による荷重を加えた際、脱落及び破損しないこと。

●転落防止装置の耐荷重強度（呼び 600、呼び 900×600 子ふた）

項目	水準
荷重強度	転落防止の機能部品上面に、人の片足に相当する載荷板をのせて荷重を加えた際、規定値以下で脱落及び破損しないこと。
	<u>破壊荷重 4.5kN 以上</u>

- ・同一製品にて耐揚圧荷重強度試験を行い、その後、耐荷重強度試験を行うこと。

3. 常時、施工時、維持管理時の GM 安全管理性能

3-1 施工品質の確保

製品の性能を発揮するには、受枠を変形させることのない調整駒を用いボルト 3 本（呼び 600 及び呼び 900×600 は M16、呼び 300 は M12）で緊結することを必須とする。そのためボルト締め過ぎによる受枠の変形防止機能、傾斜施工に対し微調整が可能な機能を有する製品であること。

製品の施工は調整部との耐久性を保持するために、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用し、別途定める施工品質基準書に基づいて行うこと。

●傾斜施工対応

項目	水準
傾斜施工	施工時の製品の傾斜施工が規定値内で可能であること。
	傾斜 12%/枠のセット、無収縮モルタル施工に支障ないこと

●受枠変形防止

項目	水準	
受枠変形防止	傾斜 12%施工時に性能を確保するため専用工具を用いて下枠とのボルト緊結を規定の締付けトルクで行ったときに、支持部変形が発生しないこと。 また、呼び 900×600 では、その状態から親ふたを受枠に固定したときに、親ふたの子ふた支持部の変形も発生しないこと。	
	呼び 600	傾斜 12%、締付けトルク 80N・m/ <u>橢円度 0.1mm 以下</u>
	呼び 300	傾斜 12%、締付けトルク 30N・m/ <u>橢円度 0.1mm 以下</u>
	呼び 900 × 600 受枠	傾斜 12%、締付けトルク 80N・m / 受枠支持部の <u>橢円度 0.1mm 以下</u>
	呼び 900 × 600 親ふた	上記、受枠緊結後、受枠に親ふたを所定の方法にて固定 / 親ふたの子ふた支持部の <u>橢円度 0.1mm 以下</u>

3-2 維持管理の性能

3-2-1 セキュリティ性、不法投棄防止性

下水管きょ内の安全性確保と不法投棄を防止するために閉ふたすることにより自動的に施錠し、かつ維持管理作業員以外がつかうはしや棒状バールで開ふたすることや錠を破壊することが困難な製品であること。

呼び 900×600 では、下水管きょ内の安全性確保と不法投棄を防止するために、子ふたは閉ふたすることにより自動的に施錠し、かつ維持管理作業員以外がつかうはしや棒状バールで開ふたすることや錠を破壊することが困難な製品であること。

●セキュリティ

項目	水準
セキュリティ性	一般バールやツルハシなどの専用工具以外の工具では、容易に開ふたできないこと。

●不法投棄防止

項目	水準
施錠強度	1.5mの棒状工具で150kgの体重による開ふた操作力に相当する荷重をふた裏面からかけて、施錠の機能部品が規定値以下で破損しないこと。
	破壊荷重:○○kN以上（設計図書による）

- ・設計図書にて、メーカーは不法投棄防止に必要な錠強度を明示すること。

3-2-2 雨水流入防止（任意性能）

地形上冠水することが考えられる場所などに設置する製品においては、雨水流入によって下水道内の最大流量、下水処理設備の能力超過を引き起こさない製品であること。

●雨水流入防止（呼び 600 及び呼び 300（耐腐食性能製品は除く））

項目	水準
雨水流入	試験荷重を載荷後、製品全体を囲み高さ 20cm の水を貯水し、水の流出量が規定値以下であること。
	呼び 600 試験荷重 T-25:210kN／ <u>流出量 100ml/min 以下</u>
	呼び 300 試験荷重 T-25: 55kN／ <u>流出量 100ml/min 以下</u>

- ・雨水流入防止により密閉性が高くなると、一方で、マンホール内の圧力が上昇しやすくなり、圧力解放時の錠及び蝶番に作用する衝撃エネルギーが大きくなるため、圧力解放耐揚圧性能も有すること（2-1 項）。

3-2-3 維持管理作業性の確保

- (1) 専用工具にて容易にふたの食い込みが解け、開錠、開ふたが可能なこと。また、専用工具は別図－①に指定する工具を用いること。(呼び 900×600 では、親ふた、子ふたとも対象とする。)

●開放の確実性

項目	水準
開放性	試験荷重を 10 回載荷後、専用工具で開放可能であること。
	試験荷重 T-25:210kN ／ <u>平均的体格の検査員で開放可能なこと</u>

- (2) ふた旋回と転回時にふたの逸脱が防止でき、一方でふたの取付け及び着脱が容易にできる製品であること。

●ふたの脱着性

項目	水準	
脱 着	呼び 600 呼び 300	ふたの受枠からの離脱、取付けが容易であること。
	呼び 900 × 600 子ふた	子ふたの親ふたからの離脱、取付けが容易であること。
	呼び 900 × 600 親ふた	親ふたの受枠からの離脱、取付けが容易であること。

●ふたの逸脱防止性

項目	水準	
作業性	呼び 600 呼び 300	ふたは 180 度垂直転回及び 360 度水平旋回が容易に行え、その際にふたが逸脱しないこと。
	呼び 900 × 600 子ふた	子ふたは 180 度垂直転回及び 360 度水平旋回が容易に行え、その際に子ふたが逸脱しないこと。
	呼び 900 × 600 親ふた	親ふたは 360 度水平旋回が容易に行え、その際に親ふたが逸脱しないこと。

3-3 施工作業時、維持管理作業時の安全性確保

3-3-1 運搬、施工時の怪我防止

ふた、受枠の運搬時、施工時に手で握る箇所などのエッジ部のR加工処理、面取り処理を行い、怪我（指の裂傷）防止への配慮がされていること。

3-3-2 転落防止性

施工作業時、維持管理作業時の作業者及び周辺を通行する市民の安全確保と昇降を容易にするため、梯子機能と転落落下防止機能を有する製品であること。

●転落防止装置の耐荷重強度（呼び 600 及び呼び 900×600 子ふた）（2-2 項に同じ）

項目	水準
荷重強度	転落防止の機能部品上面に、人の片足に相当する載荷板をのせて荷重を加えた際、規定値以下で脱落及び破損しないこと。
	<u>破壊荷重 4.5kN 以上</u>

4 製品の表示

製品には、製造業者の責任表示として、以下の表示をそれぞれ鋳出しすること。尚、鋳出しの配置は別図－②～⑤の通りとする。

ふた裏面…種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、及び製造年〔西暦下 2 桁〕。

ふた表面…維持管理性確保のため、荷重区分、製造年〔西暦下 2 桁〕、製造業者名もしくはマーク、略号。

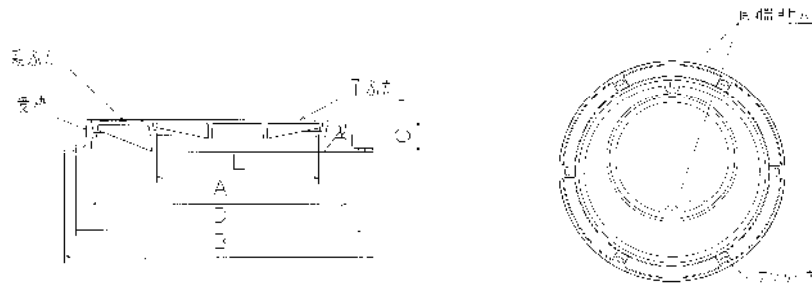
4-1 (社)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅰ類又はⅡ類の認定資格を取得した製造業者が、その認定工場で製造した製品には、ふた裏面に(社)日本下水道協会の認定標章(マーク)を上記に加えて鋳出しすること。

5 製品の寸法及び構造

製品は、施工性及び維持管理性を確保するため、次に上げる寸法及び構造を有すること。

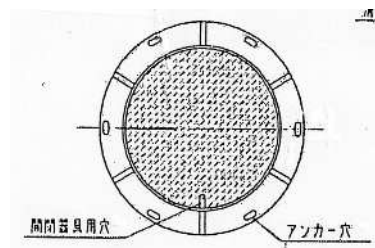
5-1 寸法及び許容差

呼び	A:製品内径 (親ふた)		B:製品外径		C:製品高さ		D:アンカー穴ピッチ		E:製品内径 (子ふた)	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
600	600	±3.5	820	±4.0	110	±2.5	760	±4.0	-	-
300	300	±3.1	460	±3.5	110	±2.5	410	±3.5	-	-
900×600	900	±4.0	1140	±4.5	120	±2.5	1060	±4.5	600	±3.5



5-2 構造

- 開閉器具用穴は、呼び 600、呼び 300、呼び 900×600 子ふた及び親ふたはそれぞれ 1 箇所以上設ける。
- アンカー穴については、6 箇所又は 12 箇所とし、等ピッチで設ける。
- 市が指定する管理番号の表示（7 桁樹脂製、赤色）が取付可能であり、外れにくいものとする。



6 外 観

製品の外観は、塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなければならない。

7 塗 装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装されなければならない。

8 腐食性能

本性能規定書は、性能及び構造について定めるものであり、腐食環境にて使用する耐腐食性能については、別途浜松市にて必要書類（（社）日本下水道協会 下水道用鑄鉄製マンホールふた J S W A S G - 4 に規定されている資料等）の提出を求め、その内容を総合的に判断し、承認するものとする。

9 再検査

上記各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満足しない場合は、その項目について再検査を行う。

再検査に使用する供試体は、Yブロックについては予備に鑄造した残り2個を、製品については、抜取った残り2組を使用する。実体切出しについては、別に2個準備する。ただし、再検査項目については、2個又は2組共に合格しなければならない。

10 検査実施要項

検査の実施においては、本性能規定書の各項目に定められた検査とは別に、下記項目について実施するものとする。

10-1 新たに製品の指名を受けようとする業者の場合は、次の要領にもとづく審査を行うものとする。

10-1-1

（社）日本下水道協会の認定工場制度における製品資器材を承認の対象とする。

申請の際は、（社）日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」の写しを提出すること。

10-2 製造業者の年度の製品の指名更新にかかわる検査は、次の要領にもとづく検査を行うものとする。

10-2-1

製造業者の指名にかかわる年度更新検査については、すべての指名製造業者を対象に本市が指定した検査日及び検査場所において、本性能規定書「製品検査」の各項目及び「Yブロックによる検査方法」の各項目において定められた検査を年1回本市検査員立会のもとに行うものとする。但し、本市検査員が必要と認めた場合には「ふたの製品実体による切出し検査方法」の各項目において定められた検査も行うものとする。

又本市検査員が必要と認めた場合には工場調査も実施する。

10-2-2

本市が不必要と認めた場合には指名更新にかかわる検査を省略することがある。

19

10－3 本市の当該年度工事に使用する製品の受け入れ検査については、次の要領にもとづく検査を行うものとする。

10－3－1

年度更新検査に合格し、その年度内に納入する製品の検査については、(社)日本下水道協会の認定資格取得工場は、別図－②に示す(社)日本下水道協会の認定標章を鋳出し表示することにより本性能規定書の各項目に定められた検査を省略する。

10－4 検査に供する製品及び検査費用については、製造業者の負担とする。

10－5 浜松市は認定後において認定申請書の内容確認など、必要に応じて立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。

また承認した製品については、納品後一年毎の点検を義務付ける。

10－6 承認した製品の納入後であっても、浜松市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。

10－7 製品が性能規定書に適合していないことが判明した場合認定を取り消すことがある。

10－8 性能規定書の内容を変更した場合においても、認定期間を継続することとする。

ただし、承認した製品は常に最新の性能規定書及び(社)日本下水道協会 下水道用铸铁製マンホールふた J S W A S G－4に従うこと。製品が当該資料の仕様に適合していないことが判明した場合認定を取り消すことがある。

IV.一般事項

1 本性能仕様は、法令、規格類の改正により、住民、車両等の安全、バリアフリー等に必要と判断される場合は、規定値を変更する為、年に1回見直しを行うものとする。

2 本規定書の実施は令和6年9月6日とする。

V.疑義

前項までに該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

制定 平成20年 4月 1日

改訂 平成27年 4月 1日

令和2年 11月 1日

令和6年 9月6日

別表 : 性能規定書において GM 安全区分、GM 安全管理性能を成立させるために、
規定した性能要素と関連

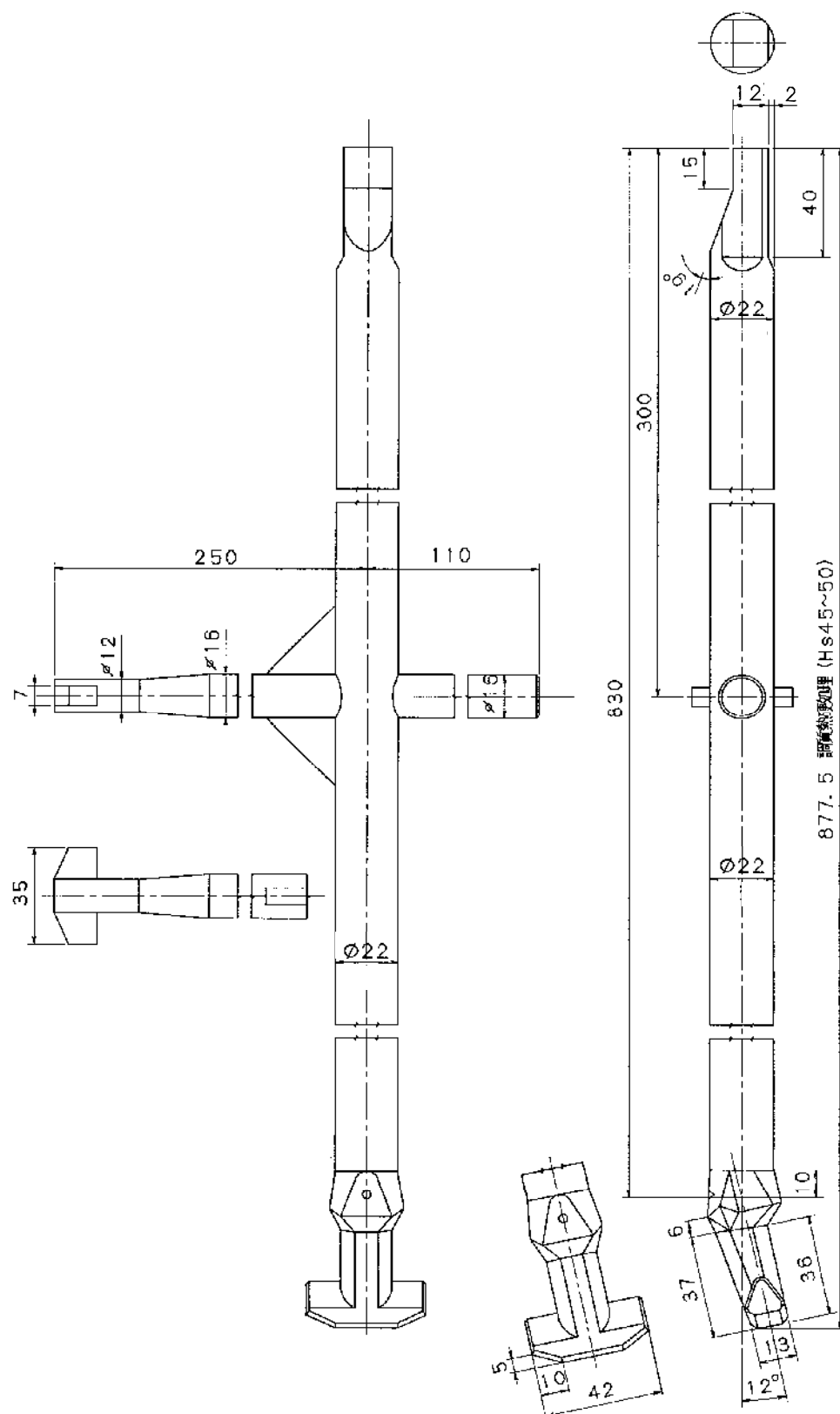
LV1	規定した性能要素と関連性																		
	ふた摩擦係数制御	ふた揺動制御	ふたたわみ・発生応力制御	ふた・枠の材質制御	ふた食込み力制御	ふたの耐揚圧性能	ふた浮上性能		内圧発生時ふた飛散防止	ふた開放時の転落防止性能	耐揚圧	耐荷重	ふた・勾配面の止水性	受枠施工時の品質	セキュリティ性	専用工具での開ふた性能	ふたの脱着性	ふた逸脱防止性	製品表示
LV2	初期・限界	初期・限界	初期・限界	Yブロック・実体	圧力解放	耐揚圧荷重・耐衝撃	傾斜対応	浮上代・圧力解放	ふた収納	浮上時の施錠性	耐揚圧荷重	耐揚圧	機能部・勾配面	バルト緊結・傾斜施工	受枠変形防止性	専用工具以外の開ふた	施錠強度		表面・裏面
■市民にとってのGM安全性能																			
1.常時及び雨天時の車両通行		●		◎															
1-1.耐スリップ				◎															
1-2.耐がたつき			●	◎	○									◎	◎			○	
1-3.耐荷重強さ				●	◎														
2.大雨、豪雨時など有事において																			
2-1.計画内の内圧						●	●	●	●	●	●			◎	◎				
2-2.計画以上の内圧						◎					●	●	●	◎	◎				
■GM安全管理性能																			
3-1.施工品質において														●	●				
3-2.維持管理において																			
セキュリティ、不法投棄防止																●	●		
雨水流入防止						○	○						●						
開ふた、逸脱防止						◎	◎											●	●
3-3.施工・維持管理時の安全性												●						●	◎

【 凡 例 】

- … 1次性能
- ◎ … 1次性能を支える前提となる性能
- … 1次性能と背反しやすく両立していることを確認すべき性能

別図-①

専用工具図



別図－②

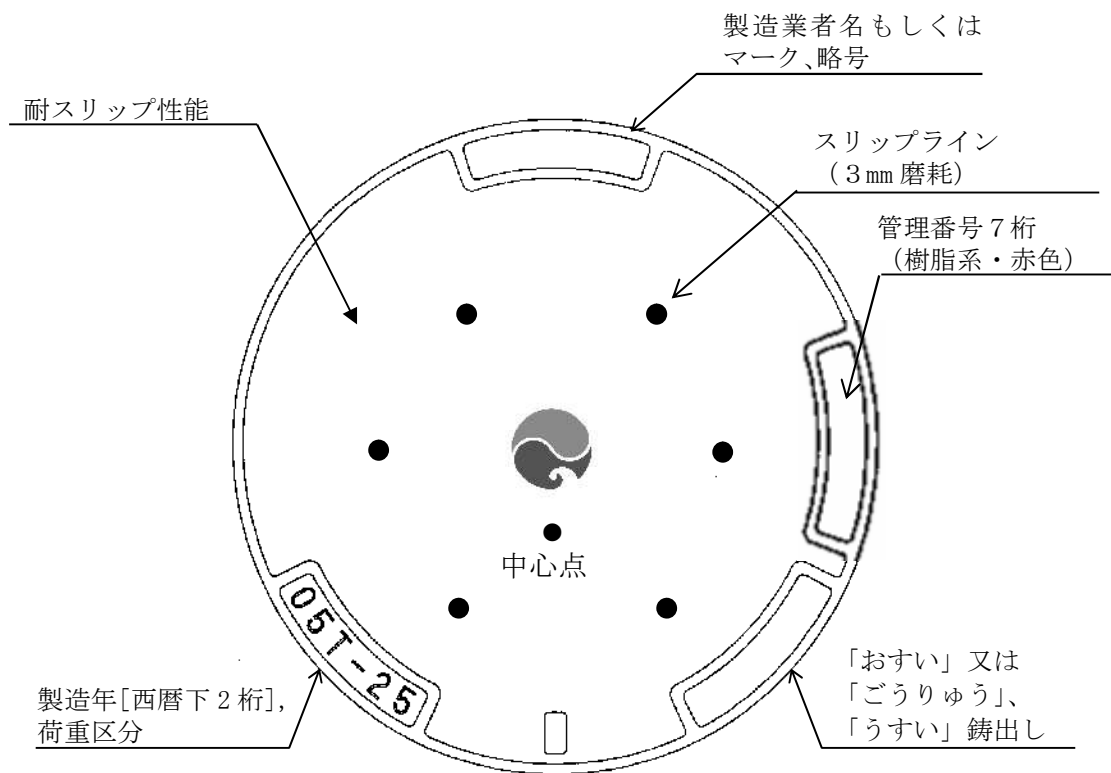
下水道協会標章及び種類の記号鑄出し配置図（呼び 600、呼び 300）



ふた裏面図

別図－③

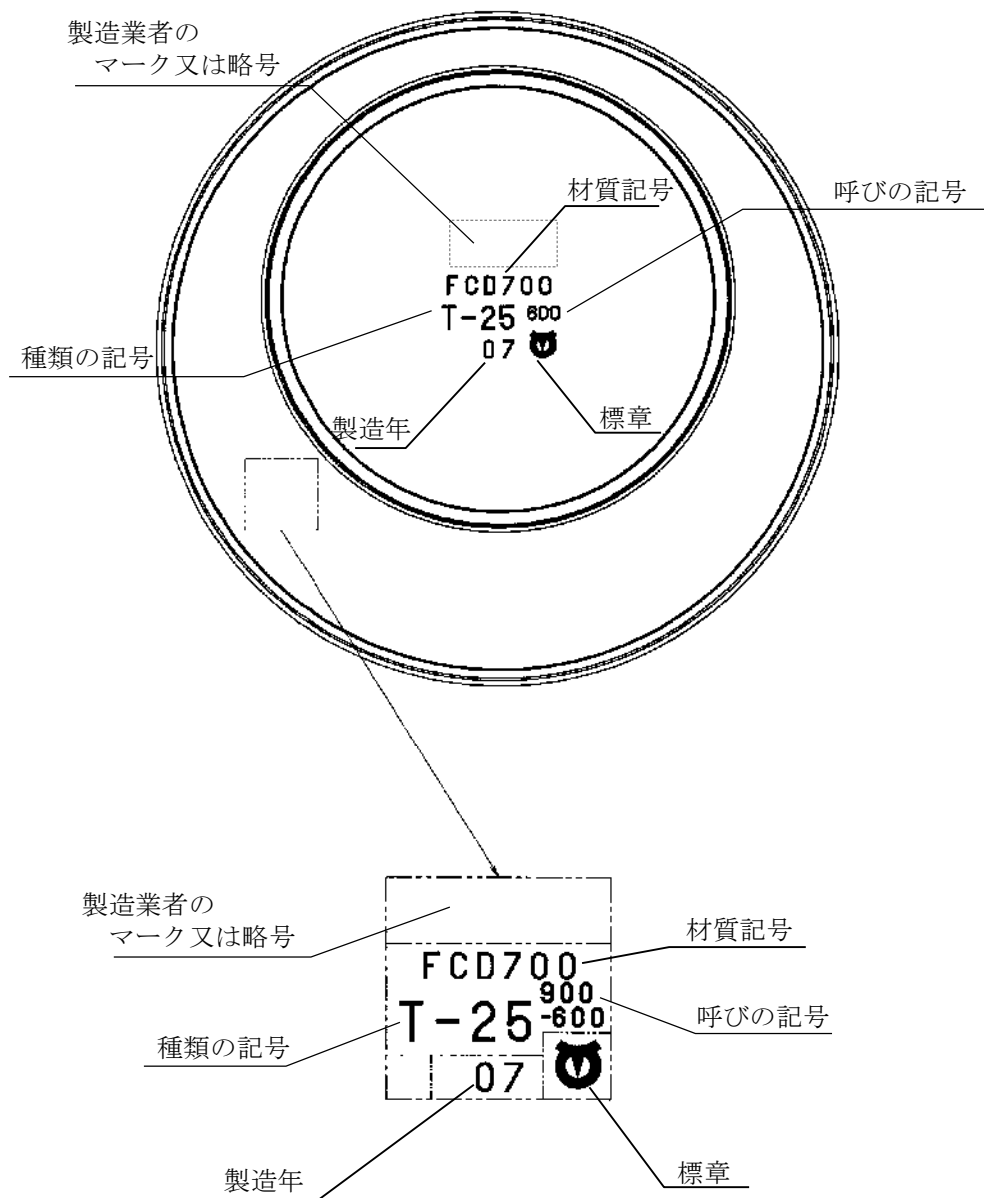
ふた表面鋳出し配置図（呼び 600、呼び 300）



ふた表面図

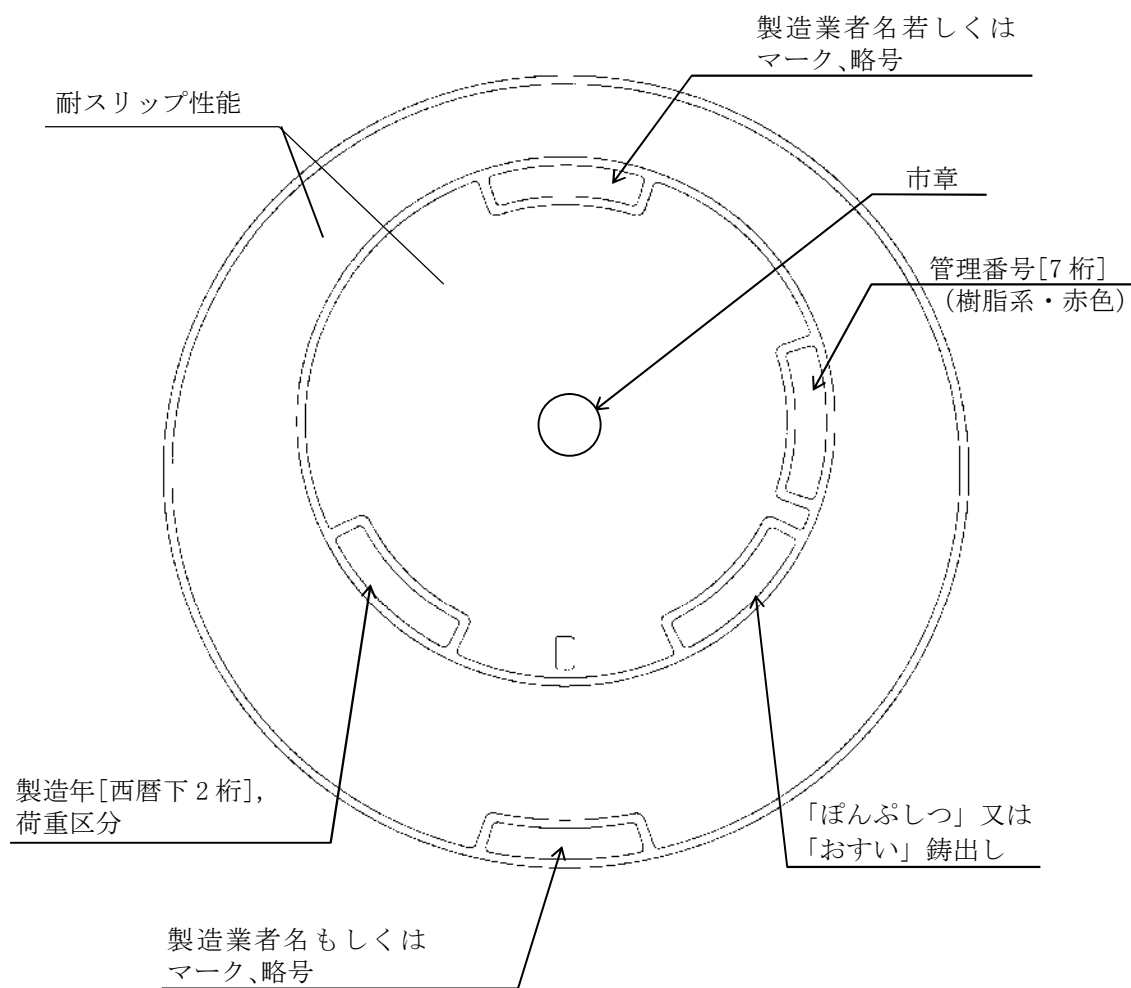
別図—④

種類の記号鋳出し配置図（呼び 900×600）



別図－⑤

ふた表面鋳出し配置図（呼び 900×600）



ふた表面図